

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充てるものとされ、その用途を明確化することが求められています。

平成31年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 653,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11,825,329 千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,383,817	1,577,611	0	31,466	88,410	686,330
	高齢者福祉事業	128,225	40,207	0	2,845	9,719	75,454
	児童福祉事業	4,791,572	2,473,265	0	504,891	206,940	1,606,476
	母子福祉事業	358,954	127,693	0	1,927	26,171	203,163
	生活保護扶助事業	1,323,481	947,687	0	2,000	42,656	331,138
	小計	8,986,049	5,166,463	0	543,129	373,896	2,902,561
社会保険	介護保険事業	944,354	7,930	0	0	106,861	829,563
	国民健康保険事業	479,354	262,529	0	0	24,743	192,082
	後期高齢者医療事業	952,945	110,295	0	0	96,160	746,490
	小計	2,376,653	380,754	0	0	227,764	1,768,135
保健衛生	疾病予防対策事業	453,128	11,002	0	0	50,454	391,672
	医療提供体制確保事業	9,499	210	0	1,524	886	6,879
	小計	462,627	11,212	0	1,524	51,340	398,551
合計	11,825,329	5,558,429	0	544,653	653,000	5,069,247	